

## 02(人事院)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
182020	㈱特区ビジネスコンサルティング	公務員の地方議員兼職を可能に(「ふるさと選挙」制度の補足提案)	国家公務員法	別途提案している「ふるさと選挙」を補完して、国家公務員は、議員兼業ができるようにすることを提案する。	<p>公務員は、公職選挙法第89条により、在職中、公職の候補者となることができないとされている。</p> <p>また、一般職の国家公務員については、国家公務員法第102条により、公選による公職(地方公共団体の議会の議員等)の候補者になることなどの政治的行為の制限がなされている。これは、法令の下において民主的かつ能率的に運営されることが要請される国の行政に携わる一般職の国家公務員は、国民全体の奉仕者として政治的に中立な立場を維持する必要があるためであり、最高裁判例においても、公務員の政治的中立性が維持されることは、国民全体の重要な利益と解されている。</p> <p>以上のように、公選による公職の候補者になることは禁止されていることから、一般職の国家公務員は、地方公共団体の議会の議員と兼業しえない。</p>